

☀️甲斐市に在住

☀️県内事業所に就業

☀️令和7年度から奨学金返還を始めた方

を対象とした

# 奨学金返還支援

始めました

最大

120カ月(10年)分

120万円

補助します！



わはたいぬ 



主な要件等は裏面をご確認ください



詳細は右下のQRコードからご確認ください



### ▶ 補助対象者の主な要件

※その他にも要件がありますので、詳細はQRコードからご確認ください。

- ・令和7年4月1日以降に奨学金の返還を開始している人
- ・令和7年4月1日以降に県内事業所等に**正規雇用等**で就業している人
- ・認定申請を行う年度の4月1日時点の年齢が**35歳未満**の人
- ・認定申請時点で市の住民基本台帳に記録され、本市を生活の本拠地としている人
- ・在学期間中に対象となる奨学金の貸与を受けていた人

### ▶ 補助対象経費及び金額

- ・対象経費 市内に居住し、正規雇用等で就業した期間に返還した奨学金  
(日本学生支援機構の第一種・第二種学資貸与金、  
甲斐市奨学金貸付基金条例に規定する奨学金 等)
- ・補助上限金額 定額月賦返還方式：月額1万円、その他の返還方式：年額12万円

### ▶ 補助対象期間

認定年度の最初の返還月を起点とし通算**120カ月** (ただし35歳になる年度の返済分まで)

### ▶ 認定申請・交付申請の流れ

はじめに①認定申請を行い、翌年度以降は毎年②交付申請を行ってください。



### ▶ ①認定申請に必要な書類

- 補助金交付対象者認定申請書 (様式第1号)
- 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- 奨学金の返還金額、返還期間が確認できる書類の写し
- 奨学金の返還開始月が確認できる書類の写し
- 本人確認書類の写し (顔写真付き公的身分証明書)
- 被雇用者の場合は、勤務先名、就職年月日、労働条件、雇用契約内容等が確認できる書類の写し
- 個人事業主又は事業専従者の場合は、開業届の写し又は事業専従者給与の支給に関する書類の写し

※②交付申請の方法については、認定者に別途お知らせします。

(前年度の就労実績及び奨学金返還実績が必要となります)

#### 問い合わせ先・提出先

甲斐市役所産業創造課産業創造係  
 (甲斐市役所本館2階 22番窓口)  
 甲斐市篠原2610番地  
 TEL 055-278-1708

